



2024年12月11日

各位

会社名 株式会社チームスピリット
代表者名 代表取締役 CEO 道下 和良
(コード：4397 東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO 高橋 亮
(TEL. 03-4577-7510)

当社取締役及び執行役員並びに従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行のお知らせ
（募集事項の決定等に関するお知らせ）

当社は、2024年12月10日開催の取締役会において、当社取締役、執行役員及び従業員に対し、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を発行すること等につき、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の割当日であります2025年1月6日に決定される予定です。

記

(1) スtock・オプションとして新株予約権を発行する目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して、新株予約権を発行するものであります。新株予約権の行使の条件として、段階的に定める株価を上回った場合に限り、当該株価ごとに対応して別途段階的に定めている行使可能割合を上限として本新株予約権を行使することができる条件としております。本新株予約権が行使されることにより当社の発行済株式の希薄化が生じますが、当社が中長期的により高い株価を目指す設計となり、当該目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

(2) 第10回新株予約権の発行要領

① 新株予約権の名称

株式会社チームスピリット 第10回新株予約権

② 新株予約権の総数

1,461個

③ 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役（社外取締役を除く。）	2名	433個
当社執行役員	3名	548個
当社従業員	33名	480個

④ 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

⑤ 新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。なお、報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないこととしても有利発行には該当しない。

⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

⑦ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」）は、割当日後2年を経過した日から当該新株予約権発行決議の日後10年を経過する日までとする。

- ⑧ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 新株予約権の行使の条件

- (a) 新株予約権の割当を受けた者は、以下に定める場合ごとに、以下に定める割合・数の新株予約権を行使することができる(1個未満の端数は切捨てる)。
- i. 割当日後から権利行使期間末までに当社株価(終値)が、518円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の25%まで(累積)
- ii. 割当日後から権利行使期間末までに当社株価(終値)が、690円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の50%まで(累積)
- iii. 割当日後から権利行使期間末までに当社株価(終値)が、863円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の75%まで(累積)
- iv. 割当日後から権利行使期間末までに当社株価(終値)が、1,035円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の100%(累積)
- ただし、割当後に株式分割または株式併合が行われた場合は、次の算式により調整したあとの数値(円単位未満切り上げ)とする。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

- (b) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を原則として有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任若しくは定年退職した場合、新株予約権者が死亡、精神若しくは身体の故障により地位を喪失した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (c) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (d) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (e) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について当社株主総会の承認(当社株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合に限り、上記(a)にかかわらず残存する新株予約権の行使をすることができる。

⑩ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

⑪ 新株予約権の無償取得

新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑨に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

⑫ 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

⑬ 割当日

2025年1月6日

(3) 第11回新株予約権の発行要領

① 新株予約権の名称

株式会社チームスピリット 第11回新株予約権

② 新株予約権の総数

144個

③ 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役（社外取締役を除く。） 1名 144個

④ 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

⑤ 新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。なお、報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないこととしても有利発行には該当しない。

⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1/分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

⑦ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」）は、割当日後2年を経過した日から当該新株予約権発行決議の日後10年を経過する日までとする。

⑧ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 新株予約権の行使の条件

(a) 新株予約権の割当を受けた者は、以下に定める場合ごとに、以下に定める割合・数の新株予約権を行使することができる（1個未満の端数は切捨てる）。

i. 割当日後から権利行使期間末までに当社株価（終値）が、1,380円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の50%まで（累積）

ii. 割当日後から権利行使期間末までに当社株価（終値）が、1,725円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の100%（累積）

ただし、割当後に株式分割または株式併合が行われた場合は、次の算式により調整したあとの数値（円単位未満切り上げ）とする。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

(b) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を原則として有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任若しくは定年退職した場合、新株予約権者が死亡、精神若しくは身体の故障により地位を喪失した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(c) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(d) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(e) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について当社株主総会の承認（当社株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合に限り、上記(a)にかかわらず残存する新株予約権の行使を行うことができる。

⑩ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

⑪ 新株予約権の無償取得

新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑨に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

⑫ 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

⑬ 割当日

2025年1月6日

以上